

# 財形年金預金

一関信用金庫  
令和4年3月1日現在

1. 商品名	・ 財形年金預金
2. 販売対象	・ 財形貯蓄取扱契約先企業の勤労者で満55歳未満の方 ・ お一人様1契約で、1金融機関に限ります
3. 期間・預金種類等	・ 積立期間5年以上です(年1回以上の預入れが必要です) ・ 年金受取開始日までに、最終預入日から6か月以上5年以内の据置期間が必要です  ・ この預金は一口の期日指定定期預金としてお預かりいたします。ただし預入日から年金元金計算日(支払開始日の3か月前の応答日)までの期間が1年未満のときは、一口ごとに年金元金計算日を満期日とするスーパー定期預金としてお預かりします。  ・ 積立期間および据置期間内での払戻はできません
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 給与または賞与からの天引き預入 ・ 1回あたり1,000円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 支払開始日は、最終預入日の6か月後の応答日から5年後の応答日の属する月の翌月までの間で、かつ60歳の誕生日以後の原則として1日から28日までの間の任意の日を指定していただきます ・ 年金支払期間は5年以上20年以内の期間にわたって3か月ごとにご指定の口座に振込みます
6. 利息 (1) 適用金利  (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利 ・ この預金の利息は預入金額ごとに、その預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの期間に応じ、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における店頭表示の利率を適用します ・ 個別の定期預金ごとに、満期時に一括して支払います ・ 預入ごとの預金が期日指定定期預金の場合は付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年ごとの複利計算となります ・ 預入ごとの預金がスーパー定期の場合は年金元金計算日を満期日とした付利単位を1年とした1年を365日とする日割計算となります
7. 税金	・ 財形住宅預金・財形年金預金と合算で550万円を限度として非課税とすることができます
8. 手数料	_____
9. 付加できる特約事項	_____
10. 中途解約時の取扱い	・ 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合 預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます)によって1年複利の方法により計算します ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率 ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%  ・ 預入金額ごとの預金がスーパー定期預金の場合 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます)によって計算します ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50%  ・ 年金支払以外に解約する場合は、払出時の利息について非課税の適用が受けられなくなるとともに、既に非課税として支払われた利息について5年間にわたり遡及して20%(国税15%、地方税5%)の税率により計算した税額を追徴します、ただし預金者の死亡、重度障害による払い出しの場合を除きます

# 財形年金預金

一関信用金庫

11. 金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>金利は店頭備え付けのデジタルサイネージ・当金庫ホームページ金利のご案内をご覧ください または窓口にお問い合わせください</li> </ul>
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはガバナンス推進チーム（9時～17時、電話：0191-23-6111）にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記ガバナンス推進チームまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫ガバナンス推進チームまたは全国しんきん相談所にお問い合わせください</p>
13. その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します</li> <li>預金保険制度の付保対象預金です、定期預金や利息の付く普通預金などは1金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円までとその利息が保護されます（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます詳しくは金融機関の窓口にお問い合わせください）</li> </ul>